

## ■自治会規約例 1

## 〇 〇 自 治 会 規 約

## （名 称）

第1条 本会は、〇〇自治会と称し、事務所は会長宅に置く。

## （組 織）

第2条 本会は、〇〇自治会の趣意に賛同し協力するため、地区を適当の地域に分けて若干数の班を設け、その連絡員として班長を置き組織するもので、全住民の参加によりその総意に基づき会務を運営する。

## （目 的）

第3条 本会は、住民の福祉増進と親睦を図り、清潔で明るく、住みよいまちづくりのために、次条の事業を行う。

## （事 業）

第4条

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること
- (2) 区域内の清掃，緑化推進などの環境整備を図ること
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること
- (4) 福利，厚生等に関すること
- (5) 生活改善，文化，体育等に関すること
- (6) 防火，防犯等に関すること
- (7) 市政への協力及び他団体との連絡調整に関すること
- (8) その他目的達成に必要なこと

## （構 成）

第5条 本会の会員は正会員と賛助会員で構成する。

- (1) 地区内居住者は、正会員となることができる。
- (2) 賛助会員は地区内に事業を営む1事業所1名をもって、その代表会員とする。

## （入退会）

第6条 本会に入会しようとするものは、入会申込書、退会しようとするものは退会届を会長宛に提出しなければならない。

## （会 費）

第7条 本会の会費は、総会の定めにより全会員より徴収する。

- (1) 会費の額は、事業執行上必要な経費をもとに予算案のなかで定め、総会において決める。
- (2) 徴収は、班長がこれを行ない、年6回、2ヶ月分1回として行う。
- (3) 途中入会の場合、2か月分を入会金として徴収する。

## （役 員）

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 本会を代表し、会務の統括を行なう。
- (2) 副会長 3名 会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代理する。
- (3) 会 計 1名 金銭出納及び財務の管理を行なう。
- (4) 監 査 2名 会計及び財産管理を監査する。
- (5) 班 長 若干名 本会と班内会員との連絡にあたり、本会の例会及び役員会に出席する。
- (6) 顧 問 若干名 本会の相談役として必要に応じ、役員会の決議により会長が委嘱する。

**(役員を選出)**

第9条 役員は、総会において正会員中より選出し、再選を妨げない。(再選は○期までを限度とする。)

**(任 期)**

第10条 任期は2年とする。補欠のため選挙された者の任期は、前任者の残任期間とする。

**(会 議)**

第11条 本会の会議は総会と役員会(例会)とする。会議は構成員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した構成員は出席者とみなす。会議は出席者の過半数により決める。

- (1) 総会は会計年度終了後2か月以内に開催し、予算、決算、事業、役員改選その他必要事項を議決する。
- (2) 役員会(例会)は事業執行のため、原則として2か月に1回開く。ただし役員より要請があればこれにかかわらず会長が必要と認めた時に招集する。

**(特 例)**

第12条 本会は、この規約又は予算書及び事業計画書に明文のない事項であっても事業執行上必要があるときは、役員会の決議により、これを実行することができる。ただし、直近の総会において報告しなければならない。

**(会計年度)**

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

**(規約改正)**

第14条 この規約を改正又は廃止しようとするときは、正会員総数の3分の2以上の決議により、これを行う。

**附 則**

- 1 本規約を実施するために必要な事項は、役員会の決議により別途細則で定める。
- 2 本規約は、令和○年○月○日よりこれを実施する。
- 3 本規約は、令和△年△月△日よりこれを改正実施する。

## ■自治会規約例 2

# 〇 〇 自 治 会 規 約

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条 (名 称)

本会は〇〇自治会と称する。

#### 第 2 条 (目 的)

本会は住民の福祉と相互の親睦を図り清潔で明るく住みよい地域社会づくりを目的とする。

#### 第 3 条 (事 業)

本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 住民の福祉の増進と親睦、互助に関する活動
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備に関する活動
- (3) 生活改善、文化、体育等に関する活動
- (4) 防火、防犯等に関する活動
- (5) その他本会の目的達成に必要な活動

### 第 2 章 会 員

#### 第 4 条 (会員の範囲)

本会は〇〇地区に居住する個人の全てが会員となることができる。

#### 第 5 条 (会員の権利と義務)

会員は第 2 条の目的を達成するため、次の権利と義務を負う。

- (1) 本会の各種の事業に参加すること
- (2) 自由に発言し決議すること
- (3) 規約を守り各事業の決定に従うこと
- (4) 役員に就任すること
- (5) その他本会の運営に協力すること

### 第 3 章 役 員

#### 第 6 条 (役員構成と任務)

本会に次の役員を置く。役員は次に定める任務を分担する。

- |     |     |  |
|-----|-----|--|
| 会 長 | 1 名 | 本会を代表し会務を統括する。   |
| 副会長 | 3 名 | 会長を補佐し会長不在の時は職務を代行する。  |
| 会 計 | 1 名 | 会計事務を処理する。   |
| 書 記 | 2 名 | 会議の議事録及び必要事項の記録を作成する。  |
| 世話役 | 若干名 | (1) 会費の徴収及び組内の連絡にあたる。<br>(2) 必要に応じ組内の会員を招集し、会員の意見を集約し事業に反映するとともに、役員会の議事の報告を行う。 |

(3) 他の役職との兼務を妨げない。

会計監査 会計監査の任にあたる。

#### 第7条（事業部の設置）

「福祉厚生」、「環境衛生」、「防火防犯」の3部を設置する。部長及び委員は役員の内より選出、会長が任命する。

#### 第8条（世話役の選出）

(1) 当地区を別途定めた7ブロックに区分し、会員の互選により世話役を選出する。ブロック割は必要に応じ増減することができる。

(2) 世話役数（12世帯未満は2名、それ以上は3名とし、再選を妨げない。）

1組 2名      2組 3名      3組 3名      4組 2名

5組 2名      6組 3名      7組 2名

(3) 世話役の選出は3月中に行わなければならない。

#### 第9条（役員の内より選出）

選出された世話役の内より互選により役員（役職）を構成し、総会において会員の承認を得る。但し、会長、副会長を選出したブロックは世話役を補充することができる。

#### 第10条（任期）

役員の内より選出された役員は総会より翌年の総会までの1年とし再選を妨げない。補充のため選出された役員は前任者の残任期間を引継ぐものとする。

### 第4章 機 関

#### 第11条（機関）

本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

#### 第12条（成立の条件）

各機関はその構成人員の内より過半数の出席で成立する。但し、会員の記名捺印ある委任状は出席者とみなす。

#### 第13条（決議の方法）

各機関の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

### 第5章 総 会

#### 第14条（性格及び付議事項）

総会は本会の最高決議機関であって、次の事項を付議する。

(1) 経過報告

(2) 行事計画

(3) 予算及び決算

(4) 役員の内より承認

(5) 規約の変更

(6) 第16条第2号により請求された事項

(7) その他特に重要な事項

## 第15条（構成）

総会は全会員をもって構成する。但し、成立の条件は第12条による。

## 第16条（招集、開催）

総会は会長が招集し開催する。

- (1) 定期総会は毎年4月に開催する。
- (2) 役員会が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

## 第6章 役員会

### 第17条（性格と構成）

役員会は総会の決議に従い、この会を運営するための執行機関であり、役員をもって構成する。

### 第18条（招集と開催）

- (1) 役員会は会長が招集し、原則として2か月に1回開催する。
- (2) 役員より要請があれば第1号に関わらず会長が必要と認めたときは招集することができる。
- (3) 緊急を要する場合は会長の判断により処理し、事後役員会の承認を得ることとする。

## 第7章 会計

### 第19条（会費）

- (1) 本会の会費は全会員より徴収し、月額△△円とし、○か月分前納とする。
- (2) 会費は各組の世話役が徴収し、月末までに会計に納入する。
- (3) 新規入会者は入会の翌月より納入する。

### 第20条（会計の年度）

会計年度は当年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第21条（決算）

会長は年次決算書を作成し、総会に報告するとともに、その承認を得なければならない。

### 第22条（会計の公開）

会長は会員が目的、自由を示して会計帳簿の閲覧を求めたときは業務に支障のない限りこれに応じなければならない。

## 第8章 雑則

### 第23条（書類）

本会に次の書類を置き、会長及び会計が分担して管理する。

- (1) 会長  
当地区の図面、会員名簿、役員名簿、役員会・総会の資料及び議事録、その他必要書類
- (2) 会計  
会計帳簿、通帳、領収書、その他会計に必要な書類

### 第24条（慶弔贈与）

会員の慶弔贈与に関しては細則による。

第 25 条（規約の改廃）

規約の改正又は廃止をするときは、役員会で検討し総会において全会員の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

第 26 条（細則への委任）

本規約の実施に関し必要な事項は、役員会の決議により別途定める。

- 付 則 1 本規約は令和○年○月○日より実施する。  
2 本規約は令和△年△月△日より一部改正実施する。

慶弔贈与細則

本細則は○○地区に居住する会員及びその世帯員に適用する。

- |       |                             |        |
|-------|-----------------------------|--------|
| 第 1 条 | 結婚の場合                       | _____円 |
| 第 2 条 | 出産の場合                       | _____円 |
| 第 3 条 | 死亡の場合                       | _____円 |
| 第 4 条 | 転出の場合（入会后 1 年以上）            | _____円 |
| 第 5 条 | その他必要と思われる場合は役員会の承認により決定する。 |        |